クリーンウッド法 事業者登録について

SMB 建材株式会社は、2017 年 5 月 20 日に施行された「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律(通称:クリーンウッド法)」で定める事業者登録に関して、登録実施機関である「日本ガス機器検査協会(JIA)」に申請を行い、2018 年 6 月 18 日付で「第 1 種登録木材関連事業者」及び「第 2 種登録木材関連事業者」に登録されましたのでお知らせいたします。

クリーンウッド法は、我が国又は原産国の法令に適合して伐採された木材及びその製品の流通及び利用を促進することを目的として、対象となる木材等や木材関連事業者の範囲、登録方法等を定めるとともに、木材関連事業者などが取り組むべき措置についても定めています。

<登録の概要>

登録番号 : JIA-CLW-I, II 18006 号

事業者の所在地: 東京都港区虎ノ門 2-2-1 JT ビル 10・11・12F

事業者の名称 : SMB 建材株式会社

代表者の氏名 : 代表取締役 角柄 明彦

登録の有効期間: 2018年6月18日 ~ 2023年6月17日

【本件に関するお問合せ先】

SMB 建材株式会社

木質素材本部 TEL 03 (5573) 5384 <担当:安達、磯貝>